

パブリックコメント(市民からの意見募集)結果の概要

那須塩原市地域福祉計画(素案)に係るパブリックコメントについて

1. 意見募集期間 平成19年2月20日(火)～平成19年3月8日(木) 17日間
2. 閲覧場所 本庁(黒磯)社会福祉課、西那須野支所福祉課、塩原支所福祉課
市ホームページ
3. 意見提出者 2人
4. 意見件数 3件
5. 意見の内容と市の考え方

| No. | 意見の内容・趣旨 | 件数 | 市の考え方 |
|-----|--|----|--|
| 1 | <p>要介護者が病院を3カ月経過すると一時的に退院又は他の施設に移らなければだめという事を耳にしますが、特老(特別養護老人)ホームに入りたくても空きがないのが状況かと思えます。また親族にしてみれば最寄りの施設に入居することが足を運ぶにはベストということになるかと思えます。</p> <p>介護を必要とする患者を抱えては仕事に出られないのが現況かと思われまます。そこで下記の提案をします。</p> <p>☆☆要介護者の介護施設に利用できないか？</p> <p>※学校の統廃合による廃校の利用</p> <p>※増改築により独立した教室(三島小学校北側校舎)の利用</p> <p>関連法、認可基準などがあるかもしれませんが、現実として家庭に戻されても仕事を長期に休むことは社会的に難しい世情と思えます。第3セクター又はNPO等に安価又は無償で供与すれば要介護者を持つ家庭は助かるのではないのでしょうか？</p> | 1 | <p>「廃校、空き教室等を介護施設として第3セクター、NPOなどに施設を安価、無償等で供与し利用できないか。」について、本市でも市の財産を介護保険事業施設として社会福祉法人に供与しています。</p> <p>ただし、介護サービスの提供により利益が生じることから、介護保険事業に供する財産については、使用料を徴収しているところです。</p> <p>当計画により、地域が主体的に取り組む福祉活動や、非営利の活動に対して市の施設の開放について今後検討していきます。</p> <p>「特別養護老人ホームについて」 特別養護老人ホームの設置については、市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び県計画により定められています。</p> |
| 2 | 街灯の数を増やす、又古い街灯を交換する。 | 1 | 防犯、交通安全などの対策として参考にさせていただきます。 |
| 3 | 道幅が4メートルギリギリの道路は一方通行にする。(例：那須塩原駅東口と国道4号の周辺) | 1 | 地域の意見として参考にさせていただきます。 |